

2024年能登半島地震 災害支援活動(第二次)実施要項

【支援活動内容(2024/5/16時点)】

<石川県珠洲市における石川県士会による支援活動の補佐>

- ・被災高齢者等把握事業として複数団体による支援チームが行っている訪問活動(要継続支援者、在宅、避難所、仮設住宅等)の補完
- ・被災者見守り・相談支援等事業として市社協の「珠洲ささえ愛センター」において応急仮設住宅の被災入居者への訪問活動やコミュニティづくりのコーディネーターを担っている石川県精神保健福祉士の活動の補佐
- ・その他の石川県士会による支援活動の補佐

【拠点】(滞在先)

- ・地域活動支援センター I 型 ピアサポート北のと

<https://sites.google.com/view/tiikisien-piasapo/home>

〒927-0027 石川県鳳珠郡^{あなみずまち}穴水町字川島ヨ 47 番地-1

TEL: (0768)-52-0305 FAX: (0768)-52-2770

※ のと鉄道 穴水駅 徒歩 12 分

※ 支援活動先の珠洲市まで車で約 1 時間

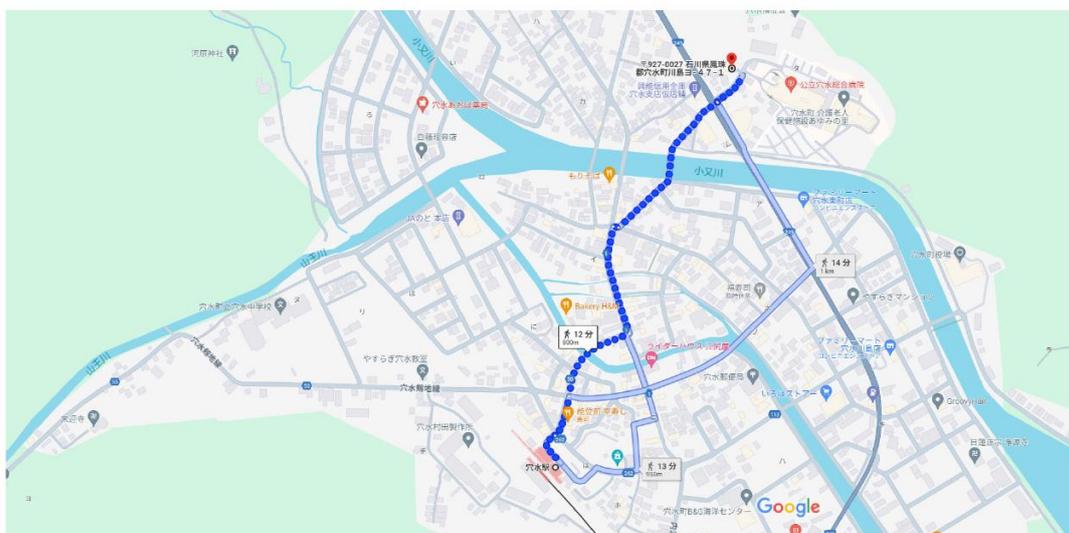
- ・拠点の環境:

ホールでの雑魚寝(寝袋使用)

水道・電気・ガス等生活インフラは復旧済み

入浴:のとふれあい文化センター(車で 5 分) 13 時 00 分~21 時 00 分 入浴料 500 円

Google 穴水駅, 日本、〒927-0026 石川県鳳珠郡穴水町大町 から 〒927-0027 石川県鳳珠郡穴水町川島ヨ 4 7 - 1, 日 徒歩 800 m、12 分 本



内浦街道/県道1号 経由

12 分

800 m

【活動期間と活動日】

・第二次の活動期間：2024年6月3日(月)～8月2日(金)

※被災地の状況によって第三次の活動として継続の可能性あり

・活動日：

(1) 活動日は月曜日～金曜日の5日間(原則支援員2名1組)とする。

※祝日を除くため、7月15日(月)からの週は、活動日を火曜日(16日)からとする。

(2) 災害支援員は、日曜日に居住地から金沢市まで移動し宿泊。

<月曜日>活動時間：11時頃(?)～17時

○朝、下記の特急バスで穴水駅前下車、徒歩で「ピアサポート北のと」まで移動し、荷物を置かせてもらい、北のとのスタッフから駐車してあるレンタカーのカギを受け取る。

・珠洲特急線、珠洲宇出津特急線

<http://www.hokutetsu.co.jp/media/archives/51749/notoarea.pdf?ver3>

○レンタカーで珠洲市の活動拠点まで移動、石川県士会の支援者と合流して活動を開始する。

<火曜日～木曜日>支援活動時間の目安：8時～17時

<金曜日>活動時間：8時～14時頃

○14時頃支援活動を終了し、ピアサポート北のとまで移動。

○次週の支援者が使用できるよう、北のとの所定の位置に車のカギ含む協会からの資材を保管。特急バスまたは電車にて帰路につく。

※金曜日中に居住地までの移動が不可能な場合は、金沢市等に1泊してもらう。前泊・後泊の宿泊先は協会が確保する。

【拠点から支援活動先までの移動手段】

・日本協会においてレンタカーを確保する。

【災害支援員の拠点までの移動方法】

・支援員の居住地から拠点までは公共交通機関を使つての自力での移動を基本とする。

・「金沢駅」からのと鉄道「穴水駅」までの移動方法

<特急バス>上記バス時刻表参照

<電車>

(IRいしかわ鉄道)金沢駅～七尾駅

(のと鉄道)七尾駅～穴水駅 金沢からの所用2時間20～30分

■時刻表：のと鉄道七尾線(七尾～穴水駅間)

<https://nototetsu.jp/train/schedule/>

【協会が用意する備品・物品等】

・ノートPC1台、WIFIルーター1台、スマートフォン2台

・活動用個人名入り名刺・名札ケース

・災害活動支援ハンドブック

・ビブス、ネームホルダー、腕章、バインダー、マスク、軍手、地図、常備薬・絆創膏等、携帯ラジオ、懐

中電灯、乾電池、文房具

・寝袋4名分、寝袋用クリーナー、除菌シート等

※寝袋は災害支援員間で共用となります。ご自分で持参しても構いません

・災害対策本部メンバーと実際に活動する災害支援員の連絡用にメーリングリストを設定

・被災地支援活動保険への加入

【経費】

・支援活動に係る経費は、2024年能登半島地震被災地支援に係る募金から充当する。ただし、次の経費については災害支援員の自己負担とする。

(1)居住地から支援活動拠点までの往復交通費(後日精算の予定)

(2)支援活動期間中の食費・入浴料等

(3)その他支援活動期間中の諸経費(ただし、レンタカーのガソリン代等、災害対策本部が必要と認めた経費を除く。)

※災害支援活動に対する日当を1日につき2千円支給する(活動した月の翌月末に振込)。

以上